

一緒に学びたい!とやって来た、神奈川県にすむかわうその「カナウン」。
深く考えずに行動するため、たびたび痛い目に遭う。「うっそーん」が口癖の頼りないヤツだが、なぜか常にポジティブ♡



カナウン

STEP UP

～かしこい消費者になろう!～

私たちは日々、当たり前のように「お金」を払い、「モノ」や「サービス」を買って生活しています。しかし、そうした消費活動の中でトラブルに巻き込まれたり、知らず知らずのうちに環境に悪い影響を与えてしまったり…ということも。

自分にとっても、社会にとっても、よりよい未来を築くことができるよう“かしこい消費者”とは何か、一緒に考えてみましょう。

ワーク 自分の「消費者」としての弱点はどこだろう? はい YES → いいえ NO →

START

いろいろ相談できるリアルな友達がいる NO → 1人でいるのが苦手だ NO → 流行には、取りあえず乗る! NO → 社会に役立つ人になりたい

YES ↓ YES ↓ YES ↓ NO ↓ YES ↓

休日は家にいることが多い NO → リアルな世界より、ネットの方が本音で話せる NO → 負けず嫌いだ NO → 人前では、つい格好をつけてしまう

YES ↓ YES ↓ YES ↓ NO ↓ YES ↓

毎日2時間以上ゲームをしている NO → 同一のSNSで2つ以上のアカウントを持っている NO → ラッキーなことがないかいつもどこかで期待している NO ↓

YES ↓ YES ↓ YES ↓ NO ↓ NO ↓

A ゲームにのめり込む!?
ゲームの勝敗にこだわったり、有利に進めようと思ったりし過ぎると、あやしいわなに落ちるかも…
▶▶▶ 特に注目 P2～3

B SNSが落とし穴!?
もはやSNSが生活の一部というアナタ。SNSで思わぬトラブルに巻き込まれる可能性が!?
▶▶▶ 特に注目 P4～5

C 契約は慎重に
普通に生活しているつもりでも、ふとした心の隙間を狙われることも。契約する時は、慎重に!
▶▶▶ 特に注目 P6～9

D 目指せ消費者市民!
慎重派なアナタ。油断せず、さらに「消費者市民」の自覚を持つことで、立派な大人になれることですよ。
▶▶▶ 特に注目 P10～11

自分の弱点の「特に注目」ページは、心して取り組もう! ➡

年 組 番 氏 名

STEP1. ネット世界の歩き方 ワーク



ワーク

下の **ケースA** **ケースB** のカナウソの言葉を読み、次の①、②に取り組もう。

- ①どのようなトラブルに遭^あう可能性^{かのうせい}があるか調べ、「考えられるトラブル」を書き出してみよう。
- ②トラブルに遭^あわないためには、どのようなことに気^きを付^{たいさく}けたらよいか「対策」を考えてみよう。

ケースA

面白^{おもしろ}そうなアプリは
スマートフォンにどんどん
ダウンロードする！なの～

うねーい



ケースB

無料^{むりよう}のオンラインゲーム、
どんどん勝ちたい！
進めたい！なの～

カナウソ

① 考えられるトラブル

① 考えられるトラブル



② 対策

② 対策

せーふ





1 インターネットを安全に使うために…

- ① **ダウンロードは慎重に。こまめにセキュリティソフト(アプリ)のアップデート(更新)を**
 アプリやソフトをむやみにダウンロードすると、アドレス帳などの個人情報や重要な情報が流出したり、ウイルスに感染したりしてしまう危険性があります。ダウンロードの前には、信頼できる開発元かどうかといったことをレビューや検索などで確認するようにしましょう。また、セキュリティソフト(アプリ)を利用し、こまめにアップデート(更新)するようにしましょう。
- ② **パスワード(暗証番号)などのロック機能を利用しましょう**
 紛失したり盗難にあたりしたとき他人に情報を見られないように、携帯電話やスマートフォンなどのロック機能を利用しましょう。
- ③ **フィルタリングの利用を**
 法令により、18歳未満の青少年が使用する携帯電話やスマートフォンなどのインターネットに接続できる端末には、原則として、フィルタリングを設定しなければいけません。また、「神奈川県青少年保護育成条例」では、やむを得ない理由がない限り、保護者はフィルタリングを解除することができないとされています。

2 オンラインゲームを楽しみたいなら…

- ① **ゲームは無料でも…課金に気をつけよう!**
 ゲームの利用は無料でも、有料のアイテムを「購入したい」という気持ちにさせる“仕掛け”があるものです。また、ライブ配信サービスもゲームと同じように、多くは無料でできますが「投げ銭」は課金です。こうした課金サービスを利用してよいのかも含めて、保護者と使い方のルールを決めておきましょう。
- ② **チャット機能などに注意しましょう**
 オンラインゲームでは、チャット機能などを使ってウイルスに感染する悪質サイトに誘導されたり、アカウントが盗まれてアイテムが取られたりといった被害が発生しています。また、ゲーム内の人間関係でトラブルが生じたり、逆にやりとりの中で信用してしまい、犯罪に巻き込まれたりするケースもあります。ゲーム上で知り合った相手に個人情報を教えたり、直接会ったりすることはやめましょう。なお、アイテムの交換や売買は、多くのゲーム運営会社で禁止されています。
- ③ **ゲームは時間を決めて**
 ゲームに夢中になり過ぎると、睡眠不足や勉強に支障をきたすなどの悪影響がでることも。時間を決めて楽しむようにしましょう。



神奈川県で本当にあった怖い話

中学生(12歳) オンラインゲームのトラブル

スマートフォンに無料で遊べるゲームアプリを入れた。アイテムを購入するためのコインをキャリア決済(携帯電話料金と一緒に支払う方法)で購入し、1カ月だけ使用してアプリを削除したのに、その後2カ月も続けて同額の請求が来て親が驚いた。どうやら継続的に購入する契約になっていたようだ。親がゲームの運営会社に連絡を取ろうとしたら、海外の会社で、連絡手段がメールしかない。連絡は英語で行わなければならないようで、きちんと解約できるか不安。





インターネットは、不特定多数の人が利用するものです。投稿した文章や画像、動画は、①世界中の人に
見られていること ②一度流出した情報は削除が難しいこと ③他人の悪口、うそ、悪ふざけや問題発言が「炎上」
し「拡散」すると「加害者」とされる場合があること…などを理解して利用する必要があります。名前を隠してい
ても「加害者」は必ず特定されますから、注意しましょう。

1 投稿する前に「個人情報」がないかチェックしましょう

- ①「個人情報」とは氏名、住所、電話番号、メールアドレス、顔写真など、個人を特定できる情報のことです。
- ②名前を出していなくても、複数の投稿や他のSNSの情報を結びつけて、個人が特定されることもあり
ます。流出した個人情報が原因で、自宅や学校を特定され、犯罪に巻き込まれる事例が発生してい
ます。
- ③携帯電話・スマートフォンのGPS機能をオフにしておかないと、写真に位置情報が記録され、自宅や居
場所が特定されることがあります。

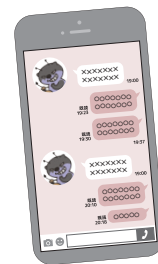
2 「人が嫌がる書き込み」に気を付けましょう

- ①自分だけでなく家族、友達などの個人情報も書き込まないように注意しましょう。
- ②「人が嫌がる書き込み」は、人それぞれ感じ方が異なることを理解しましょう。

発展

周りの人と下記の a～d の中で、自分がされたら嫌なこと はどれか話し合ってみよう。

- a. 自分の顔が写り込んでいる画像を勝手に投稿された
- b. 自分と一緒に遊んだということを、知らないうちに投稿された
- c. 自分の大切な友達の悪口で盛り上がっていた
- d. 既読無視された



- ③友達について投稿する際は、前もって友達に見せ承諾を得るなどしておくこと、トラブルを防ぐことがで
きます。

3 著作権を尊重しましょう

- ①音楽や映画、文章、写真などの著作物を考えて作った人に発生する権利のことを「著作権」と言います。
- ②他人が創作したものを無断で使用したり、コピーして交換したりすると著作権法違反に問われることが
あります。
- ③携帯・スマートフォンで漫画を読んだり、音楽がダウンロードできたりするサイトの中には違法サイトがた
くさんあるといわれています。違法サイトを利用してはいけません。違法サイトと知って利用していると、
違法行為となつて処罰される場合もあります。

ちょっと待って! その「優しい人」は「なりすまし」かも!?

- ネットのやりとりだけのつながりでは、相手がどんな人かわかりません。中には悪意を持った人もいます。
- 子どもになりすました大人による犯罪事例も発生しています。ネットの世界で知り合った人とは
絶対に会ってはいけません。
- 相談したいことがある時は、相談機関に話してみよう。優しく話を聞いてくれるよ。

24時間子どもSOSダイヤル(県立総合教育センター)
365日・24時間対応

TEL 0120-0-78310



STEP3. 契約ってなに？ ワーク



ワーク 1

契約とは、法的責任を伴う約束のことを言います。「契約」についてどのくらい理解しているか、次のクイズに挑戦し、正しいと思う□に☑をしよう。

- | | | |
|--|--------------------------|--------------------------|
| | YES | NO |
| ① 電話で宅配ピザを注文した。まだ届いていないが、契約は成立している。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ② A 書店でアイドルの写真集を買おうとしたら売り切れていたの、予約をして帰宅したら…。なんと家族が B 書店で買ってきてくれていた！ A 書店の予約は取り消せる。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③ 中学生の C さんは、保護者に相談しないまま、モデル養成レッスンを受けるために10万円を支払うという契約をしてしまった。この契約は取り消せる。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ④ 中学生の D さんは、2,000円のゲームをお小遣いで購入したが、保護者に怒られたので返品しようと思う。このゲームは、返品できる。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ インターネットで買ったヘッドホンが届いたけれど、色が気に入らなかった。クーリング・オフ*で契約を解除できる。 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

*「クーリング・オフ」…一定期間内であれば無条件で申し込みを撤回したり契約を解除したりできる特別な制度のこと。

ワーク 2

クーリング・オフを希望するカナウソのために、はがきを書いてあげよう。

SNSのアンケートに答えたお礼に、プレゼントをくれるというので、喫茶店に行くことになったんだ…。

その場の雰囲気です…3万円の“頭がよくなるサプリ”を契約したけど、やっぱり勉強しなくちゃダメだって気が付いたんだ。だから解約したい！



領収書		20XX年4月1日
神奈 カナウソ 様	金 30,000 円	(内税額10% 2,727円)
頭がよくなるサプリ代として		
〒123-4567 神奈川県横浜市いちょう区かもめ町1-2-3 サプリあやしや 担当 わに山 太郎 TEL045-123-4567		

氏名 神奈 カナウソ
住所 〒333-2222 神奈川県藤沢市やまゆり町4-5-6
記入日 20XX年4月7日

▼はがきの場合(裏面)

※送る前に表面、裏面ともにコピーしておこう

契約解除通知書	
契約日	20 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
商品名	<input type="text"/>
商品価格	<input type="text"/>
販売会社	<input type="text"/>
担当者氏名	<input type="text"/>
上記日付の契約を解除します。	
つきましては、支払済みの <input type="text"/> 万円は、直ちに返金してください。 なお、商品は早急に引き取ってください。	
20 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 (通知を出す日)	
住所	<input type="text"/>
氏名	<input type="text"/>

代金が未払いの場合や商品を受け取っていない場合は、記入しません。

▼メールの場合

※送信したメールや画面のスクリーンショットを保存しておこう

宛先: XXXXX@XXXXX.CO.JP
件名: クーリング・オフ
〇〇株式会社 御中
契約解除通知書
契約日 : 2000年00月00日
商品名 : 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
商品価格 : 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇円
販売会社 : 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
担当者氏名: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
上記日付の契約を解除します。
つきましては、支払い済みの〇〇万円は、直ちに返金してください。 なお、商品は早急に引き取ってください。
2000年00月00日(送信日)
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇
氏名 〇〇〇〇

ウェブサイト上のクーリング・オフ専用フォームなどからもクーリング・オフを行うことができます



1 契約とは…

- ① 契約とは法的拘束力を持つ約束のこと。お店で「これをください」と申し込みをし、店員が「はい、〇円です」と承諾すれば、お互いの意思が一致(合意)したとされ、契約が成立します。
- ② □約束や電話、インターネットを利用した場合も契約は成立します。
- ③ 契約が成立すると、自分にも相手にも、その契約を守る「義務」が生じます。契約するか迷った場合は、その場で決断しないようにしましょう。

2 契約をやめることができるのは…

以下の①～③のときは、契約をやめることができます。

- ① 契約した両者が話し合っ、合意できた場合
- ② 未成年者などの場合

未成年者(18歳未満)が契約をするときは、親など法定代理人の同意が必要です。法定代理人の同意がない契約は、法定代理人や未成年者本人が取り消すことができます。

<未成年者契約の取消し(民法による取消し)>



注意 以下の㉠㉡などの場合、未成年者でも「契約」の取り消しができません

- ㉠ お小遣いの範囲内の契約の場合
- ㉡ 自分が成人だと積極的に偽ったり、契約書の法定代理人の承認欄に、無断で親の名前を記入するなどのうそをついた場合

- ③ 訪問販売、電話勧誘販売などの場合は「クーリング・オフ」が可能

「クーリング・オフ」とは、一定期間内であれば無条件で申し込みを撤回したり契約を解除したりできる特別な制度のこと。

以下の場合などに適用されます。

- 自宅、喫茶店、1日だけの展示場など、営業所以外の場所で契約した
- 営業所以外の場所で勧誘され、営業所に連れて行かれた(キャッチセールス)
- 販売が目的だと告げられず電話やSNSなどで営業所に呼び出された(アポイントメントセールス)

*上記のケースでも、3,000円未満の現金払い(支払いと商品引渡しなどが同時にされる場合)など、クーリング・オフができないこともあります。消費生活センター(P8、裏表紙参照)に相談を。

注意 以下の㉢㉣などの場合、「クーリング・オフ」はできません

- ㉢ 自分からお店に出かけて買った場合
- ㉣ インターネットショッピングの場合 など

「クーリング・オフ」の手順

- 1. 契約書面を受け取った日を含め8日以内(マルチ商法や内職・モニター商法の場合は20日以内)にはがきなどの書面、電子メールやウェブサイト上の専用フォームなどで通知します。
- 2. はがきを書いたら表裏両面をコピーし、証拠として保存します。(電子メールの場合も、送信したメールや画面のスクリーンショットを保存しておきます。)
- 3. はがきはポストに投函しないで郵便局から記録が残る特定記録郵便^{※1}や簡易書留郵便^{※2}で送り、発信した日を証明できるようにします。(郵便局で渡される受領証は、はがきのコピーとともに保存します。)

※1 特定記録郵便とは、郵便物などの引き受けを記録するサービスです。

※2 簡易書留郵便とは、郵便物などの引き受けと配達を記録するサービスです。

STEP4. 消費者トラブルを避けるには ワーク



ワーク

カナウンが巻き込まれてしまったトラブル①～③を読み、どうすればトラブルに遭わずに済んだのかを考えて、**こうすればよかった** に書こう。



トラブル ①

「読者モデルにならない？」と街で声をかけられて、事務所に行ったんだ。そこでモデルの契約書にサインしたら…。高額せいきやうのレッスン料を払ってという請求せいきやうが来た！

こうすればよかった



トラブル ②

フリマアプリで、大好きなアーティストのグッズを売ってくれる人を見つけたんだ。だから連絡して、入金はいきんもしたのだけど…。グッズは届かないし、連絡も取れなくなった！

こうすればよかった



トラブル ③

インターネットでアニメの画像を探していて、リンク先をクリックしたらアダルトサイトに行っちゃって…。「18歳以上ですか？」の問いに「はい」とクリックしたら「会員登録完了かんりきゆう」となり、9万9,800円の請求せいきやうが！しかも請求画面が消えない!!

こうすればよかった

STEP4. 消費者トラブルを避けるには 解説

よく読み、理解したら□に
✓をしよう! なの～



トラブルに遭わないために、気を付けたいポイント

- ①自分に本当に必要な商品・サービスか考え、必要ないものは、はっきり断りましょう。
- ②その場で決めないで、内容をよく確認・理解してから契約しましょう。
- ③個人間こじんかんで取引する場合は、相手や取引内容が本当に信じられるのかよく検討し、保護者などにも相談しましょう。
- ④インターネットでは、興味本位きょうみほんいでアクセスしたり、むやみにクリックしないようにしましょう。また、心当たりこころあのない請求は支払わず、サイト業者へ電話やメールもしてはいけません。
- ⑤悪質商法あくしつしょうぼうなどによる被害ひがいに遭った、製品を使ってけがをしてしまった、契約で不安や疑問を感じている…など、消費者トラブルで困ったときは、一人で悩まずに「消費者ホットライン(☎188番)」へ。最寄りもよりの消費生活センターなどにつながり、専門の相談員がトラブル解決を支援してくれます。

発展

近くの消費生活センターを探してみよう!

・名称
・電話番号 () -

神奈川県内の消費生活相談窓口

検索



STEP5. いろいろな支払い方法を知ろう ワーク



ワーク

カナウソの姉は社会人1年目で、毎月の「自由に使えるお金」はおおよそ2万円です。寒くなってきたので、バーゲンで見つけた3万円(税込み)のコートを買うことにしました。貯金はありません。あなただったら、どのような支払い方法を勧めますか？①～④の中から選び、理由を書こう。

方法	お金の準備と購入時期	総支払額
① 現金で購入	・3万円ためてから購入	3万円
② ICカード型電子マネーで購入	・3万円ためてから、電子マネーにチャージ(入金)して購入	3万円 150円分ポイント還元*
③ クレジットカード(1回払い)で購入	・すぐに購入 ・1カ月半後の引き落としに備え、3万円が口座に残るようにする	3万円 300円分ポイント還元*
④ クレジットカード(10回払い)で購入	・すぐに購入 ・翌月から毎月約3,200円の返済をする	3万2,029円 300円分ポイント還元*

※ポイント還元…商品を購入すると、その金額などに応じたポイントが返ってくる(還元される)サービスのこと。ポイントは、後日、商品の代金支払いなどに使用できる。カードによってポイントの還元率は異なる。表の数字は参考値。

方法	理由

STEP5. いろいろな支払い方法を知ろう 解説

よく読み、理解したら□に
✓をしよう!なの～



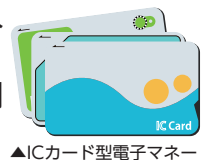
キャッシュレス決済の注意点を理解しよう

1. キャッシュレス決済とは…

- ①「キャッシュレス決済」は、現金を使わずに、電子マネーやクレジットカードなどを使って支払う方法があります。お金が目に見える形で減らないため、使いすぎに注意が必要です。
- ②いろいろなキャッシュレス決済を利用すると、トータルでいくらお金を使ったかわからなくなることがあります。お小遣い帳やアプリなどでお金の出入りを管理するようにしましょう。

2. <前払い>の決済手段 ～プリペイドカード (ICカード型電子マネー・サーバ型電子マネー) など～

- ①ICカード型電子マネーは、あらかじめお金をチャージするなどしておく、購入時にそこから代金が引かれるという<前払い>の決済手段です。
- ②コンビニエンスストアなどで購入するサーバ型電子マネーのプリペイドカードは、識別番号を伝えるとお金をだまし取られてしまうことがあるので気を付けましょう。



3. <後払い>の決済手段 ～クレジットカード・立替払い型の後払い決済サービスなど～

- ①クレジットカードは、買い物をした人に代わってクレジット会社が店などに代金を支払い、買い物をした人は、後でクレジット会社に代金や手数料*を支払うという<後払い>の決済手段です。
※1回、2回払いやボーナス一括払いなど、手数料がかからない場合もあります。
- ②クレジットカードは、「確実に返済する」という信用がないと作ることができません。そのため、中学生は原則としてクレジットカードを持つことができません。
- ③インターネット通販などで、商品を受け取った後にコンビニなどで支払う「立替払い型の後払い決済サービス」も登場しています。
- ④<後払い>は支払いを終えるまでは、借金です。利用前に手数料や総支払額、本当に返済できるかをよく検討する必要があります。

STEP6. 消費者市民社会を目指そう ワーク



ワーク

カナウソの家族が経営しているバーガーショップが、「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成を考慮したハンバーガーセットのアイデアを募集しています。今売られているハンバーガーセットの絵と宣伝チラシを見て、「商品開発のためのキーワード」をヒントに商品の企画を考え、提案してみよう。



おいしいバーガーセット

- ・100%外国産牛肉使用!
- ・本場アメリカからチーズを直輸入!

とろけるチーズとパンの絶妙なコンビネーションをお楽しみください

500円
(税込)

今ならポテトM→Lサイズでも **無料**

商品開発のためのキーワード

フード・マイレージ

食品ロス

海洋プラスチックごみ

自分の企画

ハンバーガーセットの名前

宣伝チラシを書こう➡

こだわったところと、関連するSDGsの目標(右ページ参照)の番号を書こう。

	こだわったところ	関連するSDGsの目標
食材		
包装		
その他		



一人ひとりの行動で、よりよい未来の社会を創ろう

- ①今の消費生活を維持するには、地球1.75個分の自然資源が必要^{*1}といわれています。私たち一人ひとりが、消費者の影響力を自覚し、公正で持続可能な社会になるよう「消費者市民」として、環境や社会に配慮した行動をとることが大切です。
- ②オーガニックやフェアトレードなど環境や人権などに配慮して生産された商品を購入する「エシカル消費」や、使い終わった製品を適正に廃棄することなど、私たちにできることを考え、行動して行きましょう。
- ③「持続可能な開発目標(SDGs)」は、持続可能なよりよい世界を目指す国際目標です。下の図を見て、自分ができると思うものの□に✓を入れてみましょう。またほかにも自分ができると思うことを考えてみましょう。

※1 人間が生活や経済活動を通して消費し、廃棄する量を測る「エコロジカル・フットプリント」の指標による(WWF「生きている地球レポート2022」より)

現状の問題点や解決への取り組みを知って、これからの行動を考えよう

- ①「**フード・マイレージ**」は、食料の輸送量に輸送距離を掛け合わせた指標です。遠くから食料を運ぶと、輸送のためにCO₂を多く排出することになります。
 - ➔地域内で生産された食料を消費する「地産地消」は、地球環境への負荷を減らすことができます。
- ②「**食品ロス**」は、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。「食品ロス」を減らすことは、食料資源の有効利用や地球温暖化の抑制につながります。
 - ➔食べきれぬ分量を注文して食べ残しを出さない、賞味期限の近い商品を買うといったことで、「食品ロス」を減らすことができます。
- ③「**海洋プラスチックごみ**」は、海に流れ着いたプラスチックごみのことをいいます。このままのペースで「海洋プラスチックごみ」が増加すると、2050年には海にいる魚の全重量よりプラスチックごみの方が重くなると言われています^{*2}。
 - ➔街角でポイ捨てをしない、使用するプラスチックの量を減らしていくことなどが「海洋プラスチックごみ」を減らすことにつながります。

※2 世界経済フォーラムの報告書「The New Plastics Economy: Rethinking the future of plastics (WORLD ECONOMIC FORUM.2016)」より

持続可能な開発目標 (SDGs) と神奈川県が考えた「私たちにできること」(抜粋)

「もったいない」を意識し、食べ残しを減らそう!

読書の習慣を身につけよう!

蛇口はこまめに閉めよう!



買い物にはエコバックを持参しよう!

公共交通機関を利用しよう!

地域の活動に参加しよう!

使い捨てより長く使えるものを選ぼう!

開発のためのキーワード参考HP

フード・マイレージ (NHK for School)



食品ロス
食品ロスについて知る・学ぶ
(消費者庁)



海洋プラスチックごみ
海洋プラスチックごみ
(外務省)



海洋プラスチック
問題について
(WWF ジャパン)



かながわのSDGs
(持続可能な開発目標)への取り組み
(神奈川県)



学習を終えて…

● 大人からのメッセージ

中学生のきみへ

西村 隆男 (横浜国立大学 名誉教授)

きみたちは18歳の誕生日がくると「成人」です。長い間、満二十歳を「成人」としていましたが、民法の改正によって、2022年4月から、2年早く成人を迎えることになりました。「成人」ってどういう意味か考えてみたことがありますか。18歳になると、親の承諾がなくてもクレジットの契約や、アパートの賃貸借契約もできてしまいます。選挙権も与えられます。政治にも、経済にも主権者として参加し、一人前の大人として扱われます。でも、そのことは、自らの選択に責任を持たなければならないことを意味します。

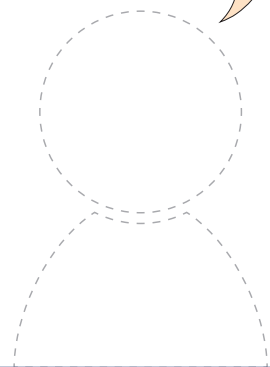
考えてみてください。いま、世界では9人に1人が飢餓で苦しんでいます。生活のために働き、学校に行けない子どもたちも1億5200万人もいます。私たちの便利な生活と引き換えに、大量のプラスチック廃棄、温暖化による異常気象など解決困難な課題は山積しています。これからの社会をつくるのはきみたちです。毎日の商品の選択や、消費行動の見直しで世の中を変えていくことができることを忘れてはなりません。

● 大人になる自分へのメッセージ

学習を終えた今、18歳になり成人となった自分にどんな言葉をかけたいですか。下にメッセージを書いてみましょう。

18歳の自分を想像して描いてみよう

18歳の自分へ



学び続けよう…

IT化、グローバル化、ボーダレス化といった社会情勢の急速な変化により、契約の在り方や製品事故、悪質商法なども、日々、変化してくることが予想されています。一方で、経済社会の生み出す環境破壊や格差といった諸問題についても、一人ひとりが考えていかなければなりません。

こうした社会の変化に対応するため、このワークブックでの学習が終わっても、私たちは消費者として生涯、学び続ける必要があります。消費生活センターや神奈川県ホームページ、Twitterなどで、最新の情報を得るように心掛けましょう。



消費生活
センターに
相談しよう!

困ったときには…

商品(物やサービス)を買ったとき、「何かおかしいな?」と思ったら遠慮なく相談しましょう。必要なときには、消費生活センターが事業者と消費者の間に入ってトラブル解決のお手伝いをすることもあります。

困ったら一人で抱え込まないで地元の消費生活センターへ!



かながわ中央消費生活センター
☎ 045 - 311 - 0999

平日 : 9時30分 ~ 17時
土 : 9時30分 ~ 16時30分



若者専用メール相談フォーム

